



音楽療法の政治性に関する研究：＜制度＞と＜生＞の間から

三宅，博子

(Degree)

博士（学術）

(Date of Degree)

2010-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4858

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004858>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏 名	三宅 博子
博士の専攻分野の名称	博士（学術）
学 位 記 番 号	博い第 4858 号
学位授与の 要 件	学位規則第 5 条第 1 項該当
学位授与の 日 付	平成 22 年 3 月 25 日

【 学位論文題目 】

音楽療法の政治性に関する研究：＜制度＞と＜生＞の間から

審 査 委 員

主 査	教 授	若尾 裕
	教 授	佐々木 倫子
	教 授	市田 良彦
	教 授	松岡 広路
	国立音楽大学教授	阪上 正巳

氏名 三宅博子

専攻 コミュニケーション科学

論文題目 音楽療法の政治性に関する研究：＜制度＞と＜生＞の間から

論文要旨

近年の音楽療法領域では、文化中心的音楽療法(Stige2002)やコミュニティ音楽療法(Pavlicevic&Ansdell 2004)といった、音楽療法を医学心理学的な治療の一形式からより広い社会文化的な実践・研究として捉え直そうとする議論が現れてきた。その意義は、音楽療法の意味を相対化した点にある。従来規範的であった治療観・人間観・音楽観は西洋近代的な枠組みにおけるイデオロギーに過ぎないことが意識され始めた。そのような価値観の相対化に伴って、多様な価値観が絡み合いぶつかりあいながら“音楽療法”という営みが形作られるとき、そこでどのような力関係が働きどのような影響を及ぼしているのかを問う音楽療法の政治学的視点が重要性を増しつつある。

現在の音楽療法における政治的意識の表れとしては、これまでの西洋近代的音楽療法のイデオロギー的側面を批判的に再考しようとする理論的側面と、そのようなイデオロギー性に反対する政治的行動として新しい音楽療法のあり方を主張する実践的側面とが見られる。しかしこれらは必ずしも連動しているとは言えない。

筆者は、クライアントとセラピスト（あるいは行為者どうし）のあいだにどのようにして音楽行為が成り立つのかを問うことこそ、政治的視点から音楽療法を見直すことの最も基礎的で重要な問題だと考える。音楽療法セッションにおいて私達が会おう人達との音楽行為は、互いに共有できる表現の場そのものを創出していくことが重要な意味を持つ。音楽とは何かについて一定の了解がない者同士が協働の音楽の場を創り出していくプロセスは、未知の領域の探求であると同時に、プロセスに携わっている者同士の関係性を規定している様々な制度と密接に関わりあって音楽行為が成立する。そこには、音楽における人間の生(あるいは死)と関わる＜生＞、音楽において何らかの規定的働きをする＜制度＞という二つの側面が不可避に関わり合っている。そのような、単なる自由なやりとりでも、単なる制度内での営みでもないような“表現のグレイゾーン”とでもいうべき領域と向き合いながら、音楽行為が成立するプロセスを見据えることが不可欠と思われる。

以上のような問題意識に基づいて、まず第1章では、ノードフ＝ロビンズによるエドワード事例を取り上げ、彼ら自身のセッション記録および *Nordic Journal of Music Therapy* 誌に掲載された、本事例を巡る7編の論考における音楽観や治療観を検討した。その結果、そこにはエドワードの個人的表現である叫びを、社会文化の側に属するノードフの表現に引き付けることによって、エドワードの表現が文化的なものとなり、療法的意味が発生した、とする共通の言説があることを見出した。これは、クライアントの社会化 socialization を療法的効果とする“療法の物語”が、音楽に不可避に介入する生の側面に介入した結果、生の側面がその従属物のように語られたり、“(療法プロセスにおける)抵抗の表れ”として否定的に捉えられたり、あるいは言及さえされずにきたこと、すなわち＜生＞の＜制度＞への回収、を示すものと推察した。

第2章では、＜制度＞と＜生＞の問題に関わる重要な概念であると思われる、ミシェル・フーコーの生政治の考えを参照し、音楽療法と生政治という文脈からこの問題をさらに検討した。音楽療法における生権力のはたらきは、クライアントの生そのもの、さらには音楽の持つ生(なま)の力を決定的に殺いでしまう。これは、クライアントの生を分割した上で社会全体の一部分へと組み込む“排除的包摂”のプロセスにほかならないことを指摘した。

第3章では、既存の音楽療法の言説やストーリーによって語ることに適切さを見出すことが困難な、知的にも身体的にも機能が低下していく進行性疾患を持つ12歳の少年Nくんと筆者との即興的音楽療法の事例を取り上げ、前章で指摘したようなクライアントの文明化や社会適応とは異なる音楽療法の語り方がどのようなものであり得るのかについて検討した。事例記述の方法としては鯨岡峻によるエピソード記述の手法を参照しながら、いくつかの重要と思われるエピソードを取り出し、そこから立ち現われてきた問いの背景となる価値観や態度について考察を試みた。本事例の検討から見えてきた問題として、これまでの音楽療法がクライアントの生をネガティブに位置づけた上で何らかの発展や改善を促進するという線的なストーリーテリング(物語構築)に依存する形で成り立っていることを指摘した。

このような既存の音楽療法のストーリーに依存しないやり方のひとつの試みとして、音楽療法プロセスを瞬間瞬間に起こっている音楽的な出来事として描き、その意味を問うことを試みた。音楽的出来事の創出において重要であると考えられるのは、クライアントの反応を治療的に解釈し位置づける療法的態度ではなく、クライアントのマニフェステーション(意志表示)、すなわち固有の表現として受け取る音楽的態度である。また、クライアントの表現に対する判断によってその内面を「理解」しようとするのではなく、その了解不可能さに対する判断をいったん停止し受け入れた上でそれと関わりながら共に音楽をすることによって、潜在性豊かな音楽的相互作用のプロセスを共有し、固有の了解可能性に開かれた共通の場を創出することが出来るのではないかと考える。そのような場において、クライアントを固有の芸術的生を生きる者と捉えることは、同様にセラピストもまた固有の生を生きる者として、対等な立場に立つて共に音楽を創造することに繋がると言えるここでは、クライアントは呼吸や瞬き、身体の動きなど自らの生そのものであるような限られた表現手段を用いて表現する主体として立ち現われ、同様にセラピストもまた、自らの音楽という＜制度＞と＜生＞との挟間にある限られた表現手段を用いてクライアントと関わる。

第4章では、第3章において浮かび上がってきた、ストーリーに従属しない音楽療法プロセスを、ドゥルーズ＝ガタリのリトルネロ、領土化、脱領土化という概念を参照し、新たな音楽が生成するプロセスとして詳細に記述した。音楽的プロセスに関わる行為主体は、社会によって規定された存在であることを脱し、表現する主体としての絶え間ない主体化プロセスのなかにある。音楽行為に携わる行為者が新たな音楽の生成を通じて自らのあり方を社会に問うとき、そして新たな音楽が既存の芸術分野に対し、その内部-外部という区分を越えて区分自体を問いに付し、新たな芸術のあり方を提示するとき、私たちは音楽療法という音楽行為を通じて政治を行うのである。

論文審査の結果の要旨

氏 名	三 宅 博 子		
論文題目	音楽療法の政治性に関する研究：＜制度＞と＜生＞の間から		
判 定	合 格 ・ 不 合 格		
審 査 委 員	区 分	職 名	氏 名
	主 査	教 授	若尾 裕
	副 査	教 授	佐々木 倫子
	副 査	教 授	松岡 広路
	副 査	教 授	市田 良彦
	副 査	国立音楽大学教授	阪上 正巳
要 旨			
本論文は、音楽療法における音楽行為の意味を政治性という視座から問い直し、西洋近代において発展した音楽療法が持つイデオロギー性の一端を明らかにすると共に、より開かれた音楽療法のあり方へ向けて理論的考察を試みる、現代哲学の知見を取り入れた研究である。 論文は、序章 問題の所在と背景：音楽療法における政治的視点、第1章 エドワード事例の検討、第2章 生政治の視点から音楽療法を再考する、第3章 音楽的出来事としての音楽療法プロセス：Nくんの事例を通して、第4章 音楽療法プロセスの理論的記述：生成変化としての音楽の全5章から構成されている。 音楽療法における政治性の問題についての議論はまだほとんどされてはいないが、1990年代以降の社会文化指向の高まりと共に徐々に意識が芽生え始める。音楽療法を医学心理学的な治療の一形式としての確立を目指してきたアプローチに対し、より広い社会文化的な実践・研究として捉えようとする社会文化指向のアプローチは、音楽療法の普遍性を問題化し、文化的な相対性の重要性を主張し始めた。それに伴い、これまでの前提だった治療観・人間観・音楽観が西洋近代のある種のイデオロギーを反映したものではないかという問いも表面化し始めた。			

本論文では、まずこれまでのそういった音楽療法の前提をめぐる最近の議論を俯瞰し（序章）、その具体的な端緒の議論として音楽療法で取り上げられることの多いノードフの「エドワード事例」について生政治の視点から捉えなおす（第1章）。次いで、そういった問題解決として注目されているコミュニティ音楽療法について取り上げ、なおもそれが問題解決とは重ならない点を指摘し（第2章）、執筆者自身の臨床実践を例に具体的に生政治的側面について考察する（第3章）。そして最後に、音楽療法の今後の姿についてドゥルーズ＝ガタリの生成変化という概念を中心に考察を試みている（第4章）。

本論文から、次の3点において独創性と意義を見いだすことができる。

- ・ 音楽療法について、その療法的関係を、まだ議論が始まっていない政治性という視座からとらえ直す議論を拓いた点。
- ・ クライアント＝セラピスト間のミクロな権力関係と社会やコミュニティといったマクロなレベルで働く力とを、フーコーの〈生政治〉の視点から一元的にとらえ、普遍主義的な西洋近代型アプローチと相対主義的な社会文化指向のアプローチに通底する権力性の問題を指摘した点。
- ・ 音楽療法の音楽行為を、筆者自身による実践事例をもとにドゥルーズ＝ガタリの音楽論を参照しながら、科学実証主義か文化相対主義かといった二項対立の手前にある固有の音楽生成のプロセスとして論じた点。

なお、三宅氏は下記の通り国際及び国内学会誌に2編のレフェリー付き論文を発表しており、博士論文執筆の基本的条件を満たしている。

“Rethinking music therapy from the perspective of bio-politics”, Voices: A World Forum for Music Therapy, vol. 8(3).

「音楽的出来事としての音楽療法プロセス：Nくんの事例を通して」（日本音楽療学会誌、9巻1号）

本研究は当該分野において重要な知見を得たものとして学術的に価値ある貢献であると認められる。よって本審査委員会は、三宅博子氏が博士（学術）の学位を得る資格があるものと認める。